

令和 6 年 第 7 回

小野町農業委員会臨時会

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (9 名)

1 番 矢 吹 高 徳 2 番 吉 田 誠 3 番 今 泉 隆 男 5 番 國 府 田 孝
7 番 佐 藤 秀 洋 8 番 先 崎 善 次 9 番 宗 像 智 10 番 渡 邊 佳 子
17 番 佐 藤 健 藏

不応招委員 (2 名)

4 番 横 田 清 一 6 番 羽 生 洋 市

令和6年第7回小野町農業委員会臨時会次第

議 事 日 程

令和6年11月21日（金）午後2時00分

小 野 町 役 場 第 一 会 議 室

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

出席委員（9名）

1番 矢 吹 高 徳	2番 吉 田 誠
3番 今 泉 隆 男	5番 國府田 孝
7番 佐 藤 秀 洋	8番 先 崎 善 次
9番 宗 像 智	10番 渡 邊 佳 子
17番 佐 藤 健 藏	

欠席委員（2名）

4番 横 田 清 一	6番 羽 生 洋 市
------------	------------

事務局職員出席者

事務局次長	二 瓶 淳
主 事	宗 像 翼

議	長	(宗像智) では、ただいまより令和6年小野町農業委員会第7回臨時会を開会いたします。
会	長	開会 午後2時00分 (宗像智) どうも皆さん、お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。 昨今の話題といえますと米の高騰とかだから生産者にとってはよいことなんです、消費者にとってはなかなか大変だと。しかし、本当の適正価格というのはどうなのかということで、皆さんに最近地域計画なんかつくってもらったんですけれども、本当に若い人が跡を継いでもらえるような価格というのはどのくらいの価格なのかなということを最近疑問に思っています、そんな話題等も最近はあるかと思えます。 そんなわけで、ただいまより臨時会を開会したいと思います。よろしくお願いします。
議	長	(宗像智) では、ただいまの出席委員は8名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立しました。なお、4番、横田清一委員、6番、羽生洋市委員が所用により欠席する旨の届出がありました。 また、本日の本会議には1名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付のとおりであります。 なお、本日開催されました第16回役員会において協議した結果、会期は本日1日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第16号について、簡易採決にすることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」の声多数

議 長	(宗像智)
	異議なしと認めます。
	ご異議ございませんので、そのように決定いたします。
議 長	(宗像智)
	議事録署名人の指名を行います。本臨時会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、2番、吉田誠委員及び3番、今泉隆男委員を指名したいと思います。
議 長	(宗像智)
	それでは、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。
事務局次長	(二瓶淳)
	議長。
議 長	(宗像智)
	二瓶事務局次長。
事務局次長	(二瓶淳)
	事務局次長。それでは、議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。朗読いたします。
	議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について。
	農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
	受付1番、[REDACTED] 地目は現況、公簿とも田でございます。農振区域内でございます。面積が4,763㎡でございます。[REDACTED] 形態につきましては
	は一時転用、用途につきましては全域農地整備、施設につきましては農地

となっております。申請事由につきましては、記載のとおりでございます。

令和6年11月21日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございます。それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。関係委員。

7

番

(佐藤秀洋)

7番。

議

長

(宗像智)

7番、佐藤秀洋委員。

7

番

(佐藤秀洋)

7番。ただいま説明が事務局のほうであったとおり、受付1番、申請者、申請地、田1筆4,763㎡。

現地確認を11月11日月曜日、午後1時半から行いました。立会人、あと私と推進委員、佐藤健藏さん、事務局、二瓶事務局次長、宗像主事さんと、それで現地確認を行いました。

申請場所については、

になっています。

申請の理由は、

議

長

(宗像智)

の申請に至りました。

あと、詳細は推進委員の佐藤健藏さんのほうから説明があります。

以上です。

1 7 番

(佐藤健藏)

1 7 番。それでは引き続き、私のほうから受付 1 番について説明いたします。

土砂の流出と災害を防止するための措置ですが、造成工事及びのり面工事を施工し、用地内を十分に転圧することで土砂流出等を防止します。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、造成工事中は雨水の集水ますを設置することで汚泥・土砂等の流出を防止し、雨水は隣接の排水路に排水します。隣接する用水路は暗渠水路であり、工事による土砂等の流出はありません。

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、盛土の周辺農地と高低差は、東側及び北側の農地より 1 m 未満であり、西側は河川、南側は道路となっています。工作物はないので、日照への支障はなく、農地の蚕食・分断は生じません。

農地区分については、申請地は農業振興計画における農用地区域に該当することから農用地地区内農地と判断されますが、今回は例外的に転用が可能で一時転用事業に該当するため、転用に問題はないと考えられます。

なお、本申請は、転用面積が 3, 0 0 0 m²を超えているため、県の許可案件となります。

以上です。

議

長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言の声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

受付1番について採決いたします。

なお、本案は転用面積が3,000㎡を超えていることから、県許可案件であります。福島県農業会議から異議がない旨の回答を得た後、本委員会として許可相当である旨の意見書を付して福島県知事に進達することになります。それでは、お諮りいたします。本案について許可相当することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可相当とすることに決しました。

議

長

(宗像智)

以上で、本臨時会に附された案件は全て終了しました。これをもって、令和6年農業委員会第7回臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉会 午後2時12分

小野町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和6年11月21日

小野町農業委員会会長

署名委員 2 番

署名委員 3 番
